

別紙

令和4年度佐賀県食品衛生監視指導計画の実施結果

1 実施期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

2 実施結果（概要）

(1) 食品関係施設への立入検査実施状況

県内各保健福祉事務所の食品衛生監視員が、県内の飲食店や販売店、製造所及び学校や社会福祉施設等の給食施設などでの立入検査を行いました。

| 対象施設 | 施設数 | 立入件数 |
|------|--------|-------|
| 総 数 | 19,441 | 6,058 |

(施設数は令和5年3月末現在)

立入検査の結果、食品衛生上大きな危害となるような施設の不備、不適切な食品等の取扱・保管等はありませんでした。

併せて、自主検査、原材料の安全性確認、記録の保存等の HACCP に沿った衛生管理、及び食品の表示について、食品等事業者に助言、指導を行いました。

(2) と畜検査及び食鳥検査

◎と畜検査頭数

と畜場でと畜される牛や豚などの家畜について、と畜検査員が目視検査や精密検査などを行い、疾病等で食用に適さないものを排除しました。

| 畜 種 | と畜検査頭数 |
|------|-------------|
| 牛 | 5,177 (とく1) |
| 馬 | 0 |
| 豚 | 99,963 |
| めん山羊 | 0 |
| 計 | 105,140 |

◎BSE 検査頭数

牛海綿状脳症（BSE）対策として、特定危険部位が適正に除去されたことを確認するとともに、24 か月齢以上の牛のうち、生体検査において神経症状が疑われるもの及び全身症状を呈するものを対象に BSE 検査を実施することとしていますが、検査対象となる牛はいませんでした。

| 畜 種 | BSE 検査頭数 |
|-----|----------|
| 牛 | 0 |

◎食鳥検査羽数

大規模食鳥処理場で処理される食鳥について、食鳥検査員が目視検査や精密検査などを行い、疾病等で食用に適さないものを排除しました。

| 処理施設数 (年 30 万羽超食鳥処理場) | 検査羽数 |
|--------------------------|------------|
| 5 | 24,349,584 |

(3) 食品等の検査実施状況

①抜き取り検査結果

県内に流通する食品等 860 検体の抜き取り検査を実施し、細菌、残留農薬、添加物等の検査を実施し、違反食品の排除に努めました。

○細菌検査において以下の 4 件の違反を発見し、微生物汚染の原因究明と適切な食品の取扱いなどについて指導を行いました。

- ・ 魚肉ねり製品で大腸菌群が検出されたもの 1 件
- ・ 氷菓で大腸菌群が検出されたもの 3 件

○理化学検査において 1 件の違反を発見しました。

- ・ 陶磁器で規格基準を超える鉛（上絵の具に含まれるもの）の検出が 1 件あり、再発防止の指導を行いました。

②表示検査結果

県内に流通する食品 18,304 検体について、食品表示法に基づく消費期限又は賞味期限、特定原材料、製造者住所・氏名、使用添加物、保存方法などについて、表示検査を実施しました。

表示検査においては、食品衛生上大きな危害となるような違反は発見されませんでした。

(4) 食中毒発生状況

令和 4 年度は、年間で計 8 件の食中毒が発生し、その 8 件すべてがアニサキスによる食中毒でした。

(5) 県民への食品等による危害発生防止のための情報提供

① 食中毒注意報発令

食中毒が発生しやすい気象条件になった夏期に、食中毒注意報を 7 回発令し、食品関連施設等に対し、食中毒の予防について注意喚起を行いました。

| 発令番号 | 発令日時 |
|------|---------------|
| 第1号 | 令和4年7月7日 11時 |
| 第2号 | 令和4年7月15日 11時 |
| 第3号 | 令和4年7月19日 11時 |
| 第4号 | 令和4年7月21日 11時 |
| 第5号 | 令和4年8月16日 11時 |
| 第6号 | 令和4年8月19日 11時 |
| 第7号 | 令和4年8月22日 11時 |

②夏期及び年末一斉取締り

細菌による食中毒が増加する夏期（7～8月）及びノロウイルスによる食中毒が増加し、食品等の流通量も増加する年末（12月）に、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、県内全域での一斉取締りを実施しました。

② 食中毒予防の啓発

食中毒が発生しやすい夏期及び年末には、テレビ、ラジオや広報誌等で一般消費者向けに家庭における食中毒の予防方法や、近年佐賀県で多発しているアニサキス食中毒の予防対策について啓発を行いました。